審議事項に対する意見について

第1回審議会(事業系一般廃棄物の減量及び資源化策)

- (1) 多量排出事業者の中で「減量化及び資源化計画」の計画値と実績値に著しい乖離がある事業者に対する指導の強化していく。
- (2) はだのクリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物について、他市町村のごみ及び焼却不適物の混入、分別の徹底、積載量についての抜き打ち調査の強化していく。(年1回の実施→年4回の実施)
- (3) 多量排出事業者等を対象として、他事業者が行っている資源化の優良事例等の周知していく。

第2回審議会(生ごみ等の可燃ごみ減量施策及び家庭ごみ有料化)

- (1) 生ごみ分別収集モデル事業における協力世帯の拡大していく。 現在の生ごみ分別収集モデル事業は、900世帯の協力により 実施しているが、平成28年度から新たに2自治会の協力をいた だき、今後も協力世帯を拡大していく。
- (2) 草類をはじめとしたごみの資源化の推進 平成28年度から公共施設等の維持管理で発生する刈り草を対象として、資源化を実施予定。その状況を踏まえ、随時家庭から 排出される刈り草についても資源化を検討する。
- (3) 現行計画の推計値と乖離が生じている可燃ごみの排出抑制、分別の徹底及び生ごみ減量の啓発強化を目的として作成した「ごみ減量・資源化ガイド」を全戸配布し、ごみの減量及び資源化に対する意識啓発の強化していく。
- (4) 現在の減量・資源化策を継続・強化するとともに、刈り草等の新たな資源化施策を実施すると同時に、ごみの排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を進める。

第3回審議会 (一般廃棄物最終処分場の更新)

焼却残渣の処分方法について、自然環境の保全、循環型社会への転換、コスト及び大規模災害への対応等、さまざまな観点から、資源化・埋立処分の方向性について検討を進める。